

大阪市西淀川区告示第36号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により認可した地縁による団体について、同条第11項の規定による告示事項の変更に係る届出があったので、同条第10項の規定に基づき告示する。

令和6年6月27日

大阪市西淀川区長 松田和也

地縁による団体の名称 大阪中島プレミアム町内会
及び事務所の所在地 大阪市西淀川区中島1丁目35番130-21号

1 変更があった事項及びその内容

変更があった事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	大塚 真博 大阪市西淀川区中島1丁目35番72-12	濱川 颯 大阪市西淀川区中島1丁目35番157-19号
事務所の所在地	大阪市西淀川区中島1丁目100-1030	大阪市西淀川区中島1丁目35番130-21号
区域	大阪市西淀川区中島1丁目100-595、100-887、100-988 ～100-1259、100-900～100-987（地番）	大阪市西淀川区中島1丁目35番の一部

2 変更の年月日

令和6年5月20日

3 変更の理由

代表者の交代及び規約改正にて区域・事務所所在地の表記方法を地番と住居表示の併記へ変更したことによる

(西淀川区役所地域支援課)

(令和6年6月27日揭示済)